

## 飯塚市全国大会等出場報奨金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、本市における市民の文化又はスポーツ活動を奨励助長し、その水準の向上及び振興を図るため、全国規模の大会等に出場する個人又は団体に対し、予算の範囲内で報奨金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(H31-14号一改)

### (対象者)

第2条 報奨金の対象者は、団体にあっては市内に活動拠点を有するものとし、個人にあっては市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学している者とする。

### (対象となる大会等)

第3条 報奨金の対象とする大会等は、次の各号のいずれにも該当する大会等(以下「全国大会等」という。)とする。

(1) 全国規模及び国際規模の大会等又はこれに準ずる大会等として市長が認めるもの

(2) 宗教的又は政治的活動を目的としない大会等

(3) 嘉利を主たる目的としない大会等

2 前項第1号の規定にかかわらず、中学生以下の児童又は生徒が出場する場合にあっては、報奨金の交付対象に西日本大会、九州大会又はこれに準ずる大会等として市長が認めるものを含むものとする。

(H31-14一改、R5-72一改)

### (交付の要件)

第4条 報奨金は、次の各号のいずれかに該当する者に対し交付するものとする。

(1) 県大会、九州大会等の予選又は国際大会の日本代表を選出する大会等を経て、全国大会等に出場が決定した者又は団体

(2) 競技団体等により選考され、全国大会等に出場が決定した者又は団体

2 前項の規定は、前条第2項の規定により西日本大会、九州大会又はこれに準ずる大会等に出場する者又は団体に対し報奨金を交付する場合について準用する。この場合において、前項第1号中「県大会、九州大会等」とあるのは「県大会等」と読み替える。

(H31-14一改、R5-72一改)

### (報奨金の額)

第5条 報奨金の額は、別表に掲げる額とする。

(申請)

第6条 報奨金を受けようとする者は、全国大会等に出場が決定した日の属する年度内に申請を行わなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 団体の申請者は、当該団体の代表者又は監督等とする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その交付の可否を決定するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、報奨金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 全国大会等が中止され、又は全国大会等に参加しなかったとき。
- (2) 全国大会等への参加に関して不正その他不適切な行為をしたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、報奨金を交付することが適当でないと認めたとき。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成31年1月4日 飯塚市告示第14号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月22日 飯塚市告示第72号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

(R5-72一改)

報奨金額

区分	大 会 規 模	金 額
個 人	国際大会	30,000円
	全国大会	10,000円
	西日本大会、九州大会又はこれに準ず	5,000円

	る大会等（中学生以下の児童又は生徒のみ）※第3条第2項該当	
団体	国際大会	当該団体の出場者数に30,000円を乗じて得た額とする。ただし、600,000円を限度とする。
	全国大会	当該団体の出場者数に10,000円を乗じて得た額とする。ただし、200,000円を限度とする。
	西日本大会、九州大会又はこれに準ずる大会等（中学生以下の児童又は生徒のみ）※第3条第2項該当	当該団体の出場者数に5,000円を乗じて得た額とする。ただし、100,000円を限度とする。

備考 団体の報奨金の対象となる出場者数は、参加登録選手（監督1名を含む。）の人員数とする。